

補助金等の交付により造成した基金、公益法人の融資等業務等の見直し

I. 経緯

(1) 「今後の行政改革の方針」(H16.12.24 閣議決定)

以下の 2 類型の法人等については、官民の役割分担、規制改革等の観点から 18 年度中に見直しを行うことを 16 年 12 月に閣議決定。

- ① 補助金等の交付により造成した基金
- ② 特別の法律により設立される法人

(2) 「行政改革の重要方針」(H17.12.24 閣議決定)

以下の 2 類型の法人の行う融資等業務については、政策金融改革の趣旨を踏まえ、18 年度中に見直しを行うことを 17 年 12 月に閣議決定。

- ③ 公益法人の行う融資等業務
- ④ 特殊法人の行う融資等業務

(3) このうち、①補助金等の交付により造成した基金、及び、②特別の法律により設立される法人、については、本年 8 月に基準を決定（閣議決定）。

また、③公益法人の行う融資等業務、及び、④特殊法人の行う融資等業務については、行政改革推進法において見直しを規定。

【参考】見直し対象の法人数、基金数、事業数

基金法人	公益法人	58法人	105基金	113事業	(うち融資等業務39事業)
	公益法人以外の法人	13法人	16基金	19事業	(うち融資等業務6事業)
	合計	71法人	121基金	132事業	(うち融資等業務45事業)
基金によらず融資等業務を行っている公益法人		10法人		23事業	(うち公的資金なし14事業)
合計		76法人	121基金	155事業	(うち公的資金なし14事業)

(注) 基金の国庫補助金等相当額約1兆420億円

II. 「補助金等の交付により造成した基金」・「公益法人の融資等業務」の見直し

(1) 補助金等の交付により造成した基金

- 貸付、債務保証、利子補給、補助等の事業のために法人（公益法人が大宗）に対して、補助金等を交付して基金を造成。当該法人は、基金を原資とした貸付事業、基金の取崩しや運用益による利子補給事業などを行っている。

【見直し対象数：121 基金、132 事業】

(2) 公益法人の融資等業務

- ①法律の規定に基づき、又は、②国からの補助金等を受けて、公益法人が行う融資等業務（貸付、債務保証、出資、利子補給等）。

【見直し対象数：62 事業】（うち39事業は(1)と重複）

(3) 見直しの概要

① 基金の返納

今回の取組により、数年間で33基金から不要な部分約1,700億円を国庫に返納

② 事業の廃止

19 事業を廃止

③ 債務保証事業の保証割合の引下げ

民間の自発的な活力を引き出す観点から、保証割合が 100 %であった
10 事業について部分保証を導入

④ 3 年後の見直し

- ・ 原則として、すべての事業について定量的な目標を設定
- ・ 原則平成 21 年度において検証・見直しを行うこととし、改革を続行等

III. 「特別の法律により設立される法人」の見直し

(1) 特別の法律により設立される法人

○ 会社や公益法人といった一般法に基づき設立されるのではなく、特別の法律によって民間の発意により主務大臣の認可を受けて設立される法人で、実質的に行政の業務を代行していると考えられる法人。(独立行政法人や特殊法人等は含まれない)

【見直し対象数：11 法人】

(2) 見直しの概要

- ① 経常的経費にかかる補助金を今後 5 年間で 10 %削減
- ② 監査体制の強化等による補助金の第三者への分配・交付の効率化・透明化
- ③ 法人の業務及び財務等に関する資料等に関する情報公開の促進
- ④ 公認会計士による監査の実施 等

IV. 「特殊法人の融資等業務」の見直し

(1) 特殊法人の融資等業務の見直し

- 特殊法人の行う融資等業務（貸付、債務保証、出資、利子補給等）

【見直し対象数：2 法人】

(2) 見直しの概要

- ・ 融資等業務の廃止（日本自転車振興会）
- ・ 実績の乏しい事業の廃止、定期的な見直し制度の導入（日本船舶振興会） 等

「補助金等の交付により造成した基金」の見直し・ 「特別の法律により設立される法人」の見直し関係

今後の行政改革の方針(抄)

平成16年12月24日
閣議決定

1 行政及び政府関係法人のスリム化等

(4) 行政代行法人等の見直し

官民の役割分担、規制改革及び国の関与等の透明化・合理化の観点から、平成18年度末までに以下の法人について、所要の見直しを行う。

ア 特別の法律により設立される法人

(ア) (略)

(イ) その他の特別の法律により設立される法人(独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。)については、民間企業の類似業務と競合し民業を圧迫していないかどうか等の観点からその業務について見直す。

ウ 基金等を保有する法人

補助金等の交付により造成した基金等を保有する法人(独立行政法人、特殊法人、認可法人及び共済組合を除く。)については、以下の基準を策定するとともに、個別法人ごとに精査し、事業の見直しを行う。

・基金事業の見直しの時期の設定に係る基準

・基金事業の目的達成度の客観的な判定、公表に係る基準

・基金の保有割合についての数値基準

・使用見込みのない資金の国への返納に係る基準

特別の法律により設立される法人の見直し

補助金等の交付により造成した基金の見直し

補助金等の交付により造成した基金等に関する基準

(平成18年8月15日閣議決定)【概要】

(1) 基金事業の終了する時期等に関する基準

- ① 原則として、10年を超えない範囲で基金事業終了時期を設定。
ただし、法律を受けて実施される法律に期限の定めのない事業、期限の設定が国際交渉に影響を及ぼすおそれのある事業等は、終了時期を設定しないことができる。また、当面の危機対応や社会経済情勢の変化への対応等のために事業の継続が必要な事業については延長可能。
- ② 少なくとも5年に1回の定期的な見直し

(2) 基金事業の目標達成度の評価に関する基準

事業の効果に着目して定めた目標を定め、定期見直しの際に達成度を評価し公表。

(3) 基金の保有に関する基準

- ① 事業の見通しや事業実績等から見て、基金の規模が過大となっていないか等の状況を客観的に把握するため、基金の保有割合を算出
- ② 事業見通しの確性が検証可能となるよう、基金の保有割合とその算出方法及び使用した数値を公表。

(4) 使用見込みの低い基金等に関する基準

- ① 使用見込みの低い基金等を保有する基金法人は、定期見直しの際に基金の財源となる国からの補助金等の国庫への返納など、その基金の取扱いを検討し、検討結果を公表。
- ② 使用見込みの低い基金であって、当面の危機対応や社会経済情勢の変化への対応等のために所要額を残置する必要がある基金については、理由、残置額の積算根拠等を公表。

特別の法律により設立される法人の運営に関する指導監督基準

(平成18年8月15日閣議決定)【概要】

(1) 業務の見直しに関する事項

- ・ 法律に基づく事務・事業の実施方法に関する基準の明確化、手数料等の府省による決定。
- ・ 補助金等を財源として行っている事務・事業について、収入に占める補助金等の割合の低下、第三者への分配・交付の効率化・透明化等の観点から、見直し。

(2) 法人の機関等に関する事項

- ・ 役員に占める官庁出身者等の割合(1/3以下。同一業界関係者との合計で1/2以下)
- ・ 収支決算額概ね10億円以上の法人について、公認会計士による監査。

(3) 情報公開に関する事項

- ・ 法人は役員名簿、事業報告書、財務諸表等をホームページへの掲載等により公表。所管府省においては、これらの資料を備え付け。

(4) 定期的見直し

- ・ 法人が行っている国の事務の必要性、補助金等の政策的必要性等について、3~5年を目途に見直し。

関連の閣議決定、法令等

「公益法人の行う融資等業務」・「特殊法人の行う融資等業務の見直し」関係

行政改革の重要方針(抄)

平成17年12月24日
閣 議 決 定

1 政策金融改革

経済財政諮問会議の「政策金融改革の基本方針」(平成17年11月29日経済財政諮問会議)及び政府・与党政金融改革協議会における政府・与党合意「政策金融改革について」(平成17年11月29日)に基づき、以下のように政策金融の抜本的改革を行い、平成20年度から新体制に移行する。

(4) その他留意事項

エ 独立行政法人及び公益法人等による政策金融機関類似の金融業務についても本重要方針の趣旨を踏まえ、所管府省で見直しを行い、平成18年度中に行政改革担当大臣の下で取りまとめる。このうち、独立行政法人については、中期目標期間終了時の見直しの仕組みの中で、平成18年度に見直し期限の到来する法人に加え、平成19、20年度に期限の到来する法人についても、前倒しで見直す。

簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律(抄) (平成18年法律第47号)

(独立行政法人等の融資等業務の見直し)

第十四条 政府は、平成十八年度において、次に掲げる融資等業務(資金の貸付け、債務の保証、保険の引受け、出資若しくは利子の補給を行う業務又はこれに準ずる業務をいう。以下同じ。)の在り方について見直しを行うものとする。

一 (略) [独立行政法人の融資等業務の見直し]

二 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法(平成11年法律第91号)第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。以下同じ。)のうち、現行政策金融機関、住宅金融公庫及び株式会社であるもの以外のものが、その目的を達成するために行う融資等業務

三 民法(明治29年法律第89号)第34条の規定により設立された法人のうち、法令に基づく融資等業務を行うもの又は国の補助金等(補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条第1項に規定する補助金等をいう。)の交付を受けて融資等業務を行うものが行う当該融資等業務

特殊法人の行う融資等業務の見直し

公益法人の行う融資等業務の見直し